

○経営再建中の建設業者に係る競争入札の再認定取扱要領

平成21年3月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の参加者の資格に関する規程(昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第21号。以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、工事の請負に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、経営再建中の建設業者に係る競争入札参加資格の再認定に必要な事項について、規程第13条の規定に基づき定めるものとする。

(経営再建中の建設業者)

第2条 経営再建中の建設業者とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第41条に基づく会社更生手続開始の決定を受けた者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条に基づく民事再生手続開始の決定を受けた者(以下「再生会社」という。)で、会社更生法の規定に基づく更生手続が終了していない者又は民事再生法の規定に基づく再生手続が終了していない者をいう。

(再認定の申請時期)

第3条 更生会社又は再生会社は、更生手続開始の決定があったとき又は再生手続開始の決定があったときは、再認定の申請を行うことができる。

(申請手続)

第4条 更生会社又は再生会社は、前条の規定に基づき再認定の申請を行おうとする場合は、競争入札参加資格再認定申請書(第1号様式)に次に掲げる区分に応じ、必要書類を添付して企業長に申請しなければならない。

(1) 更生会社

- ア 更生手続開始の決定を証する書面の写し
- イ 更生手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し
- ウ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- エ その他企業長が必要と認める書類

(2) 再生会社

- ア 再生手続開始の決定を証する書面の写し
- イ 再生手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し
- ウ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- エ その他企業長が必要と認める書類

2 前項の申請を行った者は、申請後に会社更生法第199条及び第200条に基づく更生計画の認可(以下「更生計画認可」という。)又は民事再生法第174条及び第174条の2の規定に基づく再生計画の認可(以下「再生計画認可」という。)があった場合には、速やかに更生計画認可又は再生計画認可を証する書面の写し及び認可を受けた更生計画又は再生計画の写しを企業長に提出するものとする。

(競争入札参加資格の再認定)

第5条 企業長は、前条第1項の規定により提出された書類を規程の定めるところにより審査し、従前の認定を取り消し、再認定を行うものとする。

(認定の有効期間)

第6条 前条の規定により再認定された競争入札参加資格の有効期間は、同条の規定により取り消した認定の有効期間とする。

(結果の通知等)

第7条 企業長は、第5条の規定により再認定を行ったときは、競争入札参加資格認定通知書(第2号様式)により従前の認定を取り消したことあわせて通知するものとする。

(報告)

第8条 第5条の規定により再認定を受けた者は、更生計画認可又は再生計画認可までの間、手続の進ちょく状況について、定期的に企業長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定める事項のほか、競争入札参加資格の再認定について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。